

住みたい 住み続けたいまち

広報ひこね



HIKONE



かんごう
環濠集落の名残を示す家並み（普光寺町）

2003
4 / 15

みんなで考えよう **市町合併** 第20回 2

マイク&カメラ 市民インタビュー室 5

介護保険ニュース 6

新しい「介護保険事業計画」に基づく保険料の見直しなど、4月からの変更点総ざらえ

春の文化祭行事【5月分】 13

こちら 健康情報局 第20回 14

はーとふるメッセージ2002 第4回 16
～わたしと人権～ 特選作品紹介

市町合併

みんなで考えよう

第20回

市町合併自治会長会議を開催しました

市では、市町合併の必要性やこれまでの取り組みの経過などについて自治会長に説明し、意見交換を行うため、3月15、16日の2日間、市内2会場で「市町合併自治会長会議」を開催しました。両会場とも多くの自治会長の出席のもと、貴重な意見や質問をいただきました。今回は、会議での主な意見や質問と、それに対する回答について紹介します。

資源があり、こうしたものを一体的な行政の中で発信していくことで、地域の活性化を図っていくこともできます。

なものとして発展していくまちを築いていくことが合併の最終的なねらいであり、そのための新設合併です。合併することにより、こうしたまちづくりに向けて新しい意欲が盛りあがっていくものと考えています。

Q 彦根市には多額の市債があり、合併することでさらに多くの公債を抱えるのでは。

A 各市町の起債の残高は年々増加していますが、現状では一般的に言われている危険ゾーンまでには至ってはいません。また国や県には、合併特例債などの合併支援策があり、合併は財政の硬直化を防ぐ一つの方策です。今後、「新市建設計画」の策定にあたって、現在の財政状況も見極めながら、将来展望にたって総合的なまちづくりの観点から具体的に協議していきたいと考えています。



多くの自治会長から熱心に質問がされました

Q 対等という合併の意味をもっと少し市民に分かりやすく説明して欲しい。

A 生活圏や経済圏、歴史・文化などを共有している市や町が、新たに一体的

Q 1市3町が合併することによって、どれだけのメリットがあるのか。

A 幅広いメリットが考えられるので、一概には言えませんが、例えば、組織の効率化を図ることで、管理部門の集約ができ、このことで教育、福祉、都市基盤など市民の身近な生活にかかわるような分野で、充実した行政サービスを展開することができそうです。職員の人数的にも、段階的に削減することが可能になると考えています。また、1市3町には貴重な魅力あふれる地域



3月15日、彦根商工会議所での市町合併自治会長会議

Q 合併特例債も借金であり、赤字のところと合併しても財政状況はよくなるのでしょうか。

A 今後、合併するとしたら、こういうまちにするんだ、あるいはこういうことをするんだということを具体的に整理し、どれだけの費用が必要になるのか推計していきます。しかし、合併特例債の制度があるからするのではない

Q 合併するからには、夢と希望と活力をもって合併すべき。中心部から離れている地域は、放っておかれているのでは。

A 地域の特徴を生かし、いきいきとした暮らしができる地域をつくること、発展の大きな要素です。合併したから端になってしまつたというのではなく、それぞれの地域資源や個性を生かしていくことが全体の発展につながる

でいくものであり、これが合併を考える上での基本であると考えています。

Q 合併の議論の内容や現状を市民も理解する必要はある。もう少しきめ細かく理解を求めていく必要はないか。

A これまでから、「広報ひこね」や「合併協議会だより」、「合併協議会ホームページ」(http://www.hikone-inku.com)を通じて情報提供を行ってきました。また、学区別の座談会などにおいても、意見交換を図ってきました。今後は、もっと分かりやすい情報提供に努めるとともに、住民説明会などを引き続き開催して、市民とともに合併について考えていきます。

第8回合併協議会が開催

新市の名称アンケートが提案されました

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会では、3月26日に第8回協議会を開催し、合併した場合に、新市にふさわしい名称を住民の意向をもとに決定していくための「新市名称アンケート」を実施することが提案され、次回の協議会で協議される予定です。

このアンケートは、候補となる名称の中から新市にふさわしい名称一つを選んで、をつけるものです。対象者は、1市3町に住む16歳以上の住民の中から無作為に抽出された2万人で、郵送で配布、回収を行います。彦根市では、1万6、400人が対象になります。なお、アンケートの調査期間は、今後協議会で検討

されます。

このアンケートの候補となる名称は、2月に住民の皆さんが応募した名称の中から、「新市名称候補選定小委員会」で選定された名称6点に、現在の各市町の名称4点を加えた10点です。合併する場合の新市の名称は、次の候補の中から決定されることとなります。

犬上市	湖城市	東近江市
東ひこ市	ひこね市	びわこ市

現在の各市町の名称
彦根市 豊郷市
甲良市 多賀市
なお、このほかの第8回合併協議会の協議内容は、「合併協議会だより」第5号（広報ひこね5月1日号）と同時に配布）に掲載されます。

新市将来構想案がとりまとめられました

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会に設置した「新市将来構想策定委員会」では、3月13日に第4回目の会議を開催し、先の実施した「新市のまちづくりに関する住民アンケート」やこれまでの策定委員会および部会ごとの協議を経て、新市将来構想案をとりまとめました。

この構想は、1市3町が合併した場合に、住民と行政が連携・協力し、ともに目指すべきまちづくりの理念や方向性など新市の将来ビジョンを示したもので、新市建設計画の基礎となるとともに、住民の皆さんに合併について考えていただく材料の一つです。新市将来構想は、概要版を作成して、1市3町の皆さんに全戸配布される予定です。

新市将来構想案 から

新市が目指す将来都市像
個性が響き合い 活力を生み出す
住み続けたいまち
- 今、湖・まち・さと・山が一つになる -

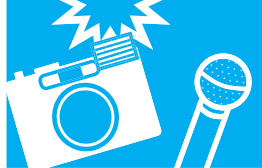
新市のまちづくりの基本方向

- (1)お互いに認め合う人権尊重のまちづくり
- (2)個性豊かな人と文化を育むまちづくり
- (3)生き生き健康福祉のまちづくり
- (4)伝統と自然が響き合う産業活力のまちづくり
- (5)住んで良かったまちづくり

合併についての問い合わせ先 市町合併推進室 ☎22-1411 (内線414) FAX22-1398



豊郷町役場別館会議室で開かれた第8回の合併協議会



下之郷城主・多賀豊後守高忠

合併について協議をすすめている彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町の1市3町は、これまでどんな歴史を刻んできたのでしょうか。 「1市3町のあゆみ、つながり」をテーマに、今日まで伝えられてきた歴史をそれぞれの市町の歴史の研究に携わっている人に話していただきます。地域の来し方行く末に思いをはせてください。

近江の歴史を語るとき、近江源氏佐々木氏を置いては進められません。

甲良の歴史もまた然りです。

観応元年(1350)6月佐々木京極道誓が高師直に宛てた文書(多賀神社文書)によると、「私が今こうして甲良に住まいをかまえていられるのも、ひとえに多賀社の神官である多賀・河瀬一族の忠勤の賜物である。」と述べています。

近江一國の守護となった佐々木道誓は坂田郡柏原から甲良に館を移すについて、国人領主たる多賀・河瀬両氏を懐柔したことが知られます。さらに道誓四代の孫京極持清は、己の弟高忠を多賀氏へ送り込み姻戚関係によりさらにその絆を固めたのです。

この高忠こそ世に有名な多賀豊後守高忠に他なりません。

『中世武家儀礼の研究』(二木謙一著・吉川弘文館)には高忠について次の記述があります。

「多賀高忠は近江京極氏の重臣で、室町中期寛正3年(1462)10月5日から文正元年(1466)12月末までと文明17年(1485)4月15日からその死にいたる翌18年8月17日まで応仁の大乱前後の時代に二度にわたって侍所所司代の任にあった人物である。

歌道をよくし、小笠原持長に射芸を学び、その技に秀でまた多くの武家故実書を著している。(中略)室町期の京都の人々の間に多賀高忠の名は、あたかも江戸の名町奉行大岡越前守忠相に比せられるほど市井に知られていた。庶民を食い物にする狡猾な質屋を懲らしめたり、強欲な買主に奪われた家財を奇抜な裁きで守ってやった話など、その真偽のほどはともあれこうした逸話が京都の庶民たちに語られたところが高忠と京都の関係の深さがしのばれよう。」

このように、高忠は所司代として京都にあつて活躍した人物ですが、彼は

多賀豊後守高忠像



下之郷城主(三代目)でもある下之郷桂城神社文書には次のような記述があります。 「京極高員(高忠の父)はこの社が往祖の神霊であることに思いをはせ(桂城社は佐々木神社の祭神を勧請している)朝拝怠り無かつた。近在の八目、石畑、八町、四十九院や遅れて雨降野の村人たちは産土神として敬いたいと申し出があつたのでこれを許し、六所の産土神と

したので神威はいやがうえにも上がった。高員の子豊後守高忠は姓を多賀に改め弓馬の達人であつた。彼はある年、國中の人々が干天のため困窮したとき六所の神に雨乞い神事を奉納するや忽ちに降雨があり、国守京極持清の信頼を一身に集め六所大権現の威光もより高まつた。かくて下之郷城は代々相続し来たつたが永禄・元龜・天正の政変に江源佐々木一統は悉く没落、下之郷城は他に先んじて落城し城主をはじめ家老ら諸士多くが討死した。」

このように甲良は既に南北朝時代から多賀、豊郷、彦根と歴史的に深いつながりがあることが知られるのです。

(甲良町文化財専門委員 川並稔男)

「山菜の王様・タラノメを鳥居本の特産物に」

鳥居本山菜組合 辻森新一さん(鳥居本町)

皆さんは「タラノメ」をご存じでしょうか。「山菜の王様」と言われるとても人気のある山菜で、春ごろに天ぷらなどで食べると、独特の風味が楽しめます。鳥居本山菜組合(18人)では、このタラノメを鳥居本の特産物にしようかとがんばっています。

鳥居本は平たんな土地が少なく、農業を営むのが難しいと考えられています。傾斜地が多いので、田は一枚の面積が小さくて、稲作にはほかの地域に比べてたくさんの方を必要とします。また、畑で野菜を栽培しても、収穫前にサルやイノシシに食べられてしまうことも珍しくありません。そのため、たくさんの農地の耕作が放棄されている状態です。

そんな鳥居本でも栽培できる、また鳥居本でしか栽培できないものはないか、と探している、タラノメを見つけたことができた。

タラノメは、春に水はけのよい畑に鉛筆ほどの種根を植えると、6か月後には高さ150cmほどに成長し、次の春には収穫できます。それほど労力もいらず、力仕事も少ないので、高齢者や女性にも栽培することが出来ます。

昨年の春に出荷してみたところ、予想以上に好評でした。今後は、もっと出荷する量を増やし、出荷先も工夫して、たくさんの方が気軽にタラノメを楽しんでもらえるようにしたいと考えています。



辻森さん

▼もうすぐ芽を出すタラの木が一面に植えられている畑



「夢は大きく、ホッケーで五輪出場!」

藤吉陽之さん(日夏町)、亀崎みなみさん(日夏町)



▲西日本小・中学生ホッケー大会で男女とも優勝した若葉スポーツ少年団(保護者、指導者の皆さんといっしょに 昨年11月、伊吹町で)



▲藤吉さん(中央)

藤吉さんと亀崎さんが男女のキャプテンとして活躍した「若葉スポーツ少年団彦根ワイルドキッズ」は、市内のスポーツ少年団で唯一、ホッケーに取り組んでいます。平成14年度には、主要な大会で、次のような素晴らしい成績を収めました。

- 全国スポーツ少年団ホッケー交流大会(8月に埼玉県で開催) 男子・優勝、女子・ベスト12
- 西日本小・中学生ホッケー大会(11月、滋賀県) 男子・優勝、女子・優勝
- 西日本6人制ホッケー選手権大会(3月、大阪府) 男子・3位、女子・優勝
- ホッケーを続けています。

▼亀崎さん(中央)



ク出場を目指してホッケーを続けたいと思っています。

亀崎さん「とにかくホッケーが大好きで、毎週土曜日の練習日待ち遠しい6年間でした。チームワークの良さが好成绩につながったと思います。ホッケーを通して、何でも最後まであきらめないで努力することの大切さを学びました。」

4年目を迎えた介護保険制度

新・介護保険がスタート

新しい事業計画に基づいて介護保険料が見直ししました

平成15年4月から、新しい「介護保険事業計画」に基づいた介護保険制度の運営がスタートしました。計画が新しくなるに伴って、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料も見直しました。

介護保険事業計画とは

高齢者がいきいきとした老後を送るためには、要介護状態などになっても、できる限り住み慣れた家庭や地域の中で、健康に生活できることが望まれます。



す。社会全体で高齢者を支え、みんなが安心して老後を迎えられるようにするのが介護保険制度です。

介護保険制度が期待される役割を果たすためには、どのような介護サービスが、どれだけ必要なのか、そのために保険料負担はどれほどになるのかを、しっかりと把握しなければなりません。

介護保険制度では、3年ごと、5年を1期とする「介護保険事業計画」を定めて、必要となる介護サービスの種類やその見込み量、サービス確保の方法など、介護保険制度全体が問題なく運営されるよう、さまざまな事項について具体的に決めることになっていきます。

平成12年4月の介護保険制度のスタートから3年がたち、今年の3月に新しく「介護保険事業計画」を策定しました。

健全な保険財政を目指して

新しい「介護保険事業計画」では、今後3年間（平成15年度

から平成17年度まで）に介護サービスの利用がどのくらいになるかを予測し、必要になる保険給付費を見込みました。そして、保険料がその負担に耐えられ

るように、保険料の見直しをしました。その結果、平成15年度からの65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は下表のとおりとなりました。

また、今回の改正で、第4段階と第5段階の区分けをする基準所得金額が250万円から200万円に変わります。例えば、合計所得金額が230万円の方は、平成14年度では第4段階でしたが、同15年度からは第5段階になります。

なお、40歳以上65歳未満の医療保険（国民健康保険、社会保険など）の加入者（第2号被保険者）の保険料は、介護保険料の見込み額と第2号被保険者の見込み人数に基づき、加入する医療保険によって、年度ごとに決められています。

今年の4月から 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

(平成15年度～同17年度)

所得段階	所得段階	保険料率	年間保険料額
第1段階	生活保護受給者か、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5 (月額 1,574円)	18,888円
第2段階	被保険者世帯すべての人が住民税非課税	基準額×0.75 (月額 2,361円)	28,332円
第3段階	被保険者本人が住民税非課税	基準額 (月額 3,148円)	37,776円
第4段階	被保険者本人が住民税課税で、被保険者本人の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25 (月額 3,935円)	47,220円
第5段階	被保険者本人が住民税課税で、被保険者本人の合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5 (月額 4,722円)	56,664円

※年度の途中で第1号被保険者の資格を得たり、失ったりした人は、資格のあった期間だけ月割りで負担することになります。

どうして保険料が上がるの？ 保険料を見直す理由

左のグラフは、介護保険制度が開始された平成12年4月を100としたときの、平成14年10月までの高齢者数、要介護認定者数、介護保険サービスの利用者数の割合を示したものです。グラフから、高齢者数の増加以上に、要介護認定者数や利用者数が伸びていることが分かります。利用者数や、要介護認定者数は、制度のスタート時と比べると、2倍近くに増えています。このような状況から今後を予

測すると、介護保険のサービス利用にかかる費用（保険給付費など）は、確実に増加すると見込まれるのです。

平成15年度被保険者の保険料額の決定は…

65歳以上の人の介護保険の保険料は、右ページの表のどの段階にあてはまるかによって異なります。そのため、被保険者自身と被保険者の属する世帯の平成14年中の所得状況などによって決まることとなります。平成15年度の保険料額は、6月中旬ごろにお知らせします。

現在、特別徴収の人は、8月までは前年度に決定した所得段階での額（平成15年2月の引き去り額）を仮に徴収します。平成15年度の介護保険料は所得段階が同じでも前年度より上がるので、差額は10月から2月までの保険料額で調整します。そのため、10月からは8月までの納付額より上がることとなります。

保険料の納め方は…

その1 特別徴収
老齢年金や退職年金を受給している、受け取る額の1年の合

計が18万円以上の人は、年金を支給する時に2か月分相当の保険料をあらかじめ引き去りすることになります。（これを特別徴収といいます。）

ただし、年金の年額が18万円以上でも、次のような場合は特別徴収ができません。

遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、恩給は対象になりません。

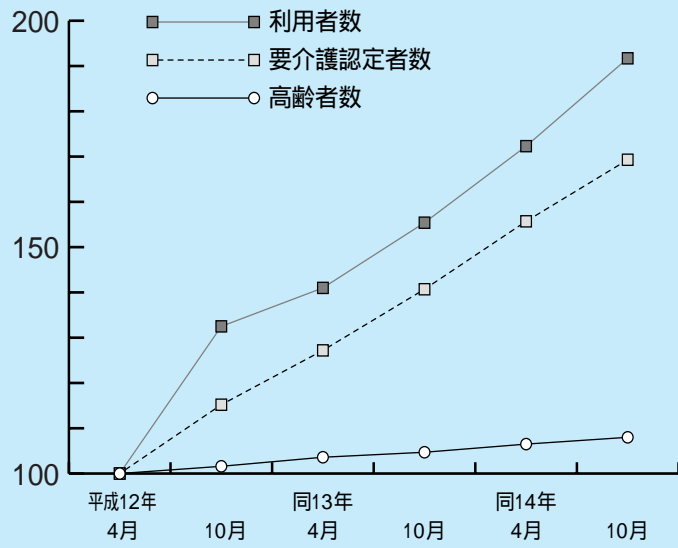
年度途中に65歳になった人や、本市に転入してきた人、4月1日の時点で老齢・退職年金を受給していなかった人

その2 普通徴収
特別徴収以外の人は、1年分を6月から翌年3月までの10回に分けて、納付書や口座振替でお支払いいただきます。（これを普通徴収といいます。）

なお、平成14年度途中で65歳になった人や、本市に転入してきた人で、特別徴収の対象となる年金を受給している人は、一部の例外を除いて、今年の10月に普通徴収から特別徴収に変更になります。

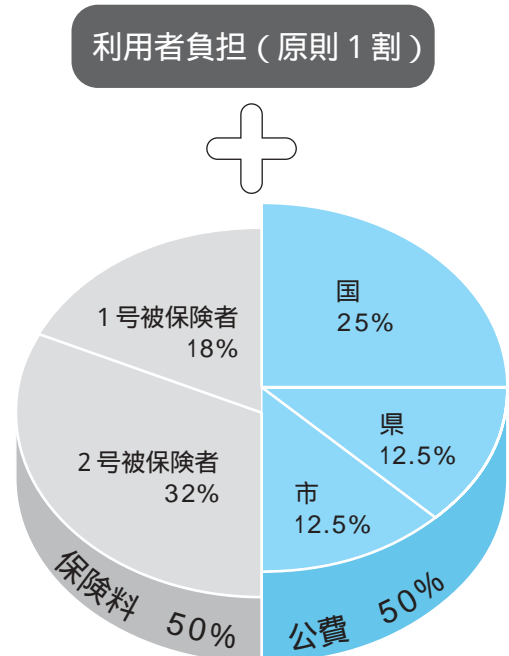


要介護認定者、 介護保険サービス利用者の伸び



介護保険の財源構成

介護保険のサービス利用にかかる費用（保険給付費など）の財源は、利用者が負担する費用を除いて、国、県、市の負担金と、40歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、保険給付費の18%分となります。



まだまだ変わる 介護保険

一次判定の仕組みを改定して
要介護認定をさらに適正
化しました

介護保険の要支援認定と要介護認定は、介護保険制度の開始前の平成11年度から実施され、3年余りが経過しました。
この間、痴呆性高齢者の要介護認定が実態に合わないのでは

もっと安心、もっと便利

ないかなどの問題点が指摘され、見直しの必要性が言われていました。

そのため、厚生労働省では、施設や在宅における介護時間に関する実態調査や、介護認定審査会の実態調査、全国でのモデル事業の結果を踏まえ、より公平公正で、円滑に要介護認定などが行われるよう、一次判定の

仕組みを改定しました。

この改定で、申請者の心身の状況について、これまで調査を行っていた85項目のうち、12項目を削除し、新たに6項目が追加されて、全部で79項目の調査を行うことになりました。原則として4月1日以降の申請について、改定後の調査をします。

介護サービスの内容などが、一部変更されました

介護保険制度が始まって以来、初めての介護報酬改定が実施され、4月から介護サービスの内容や利用の仕方、料金などが見直しされました。料金は、サービスによって上がったもの、引き下げられたもの、変更のないものがあります。

- ① できる限り自立して在宅生活ができるようになること
- ② 施設に入所しても、できるだ

け自宅での生活に近い形で生活し、将来在宅に復帰できるようにすること

③ 個々の利用者の必要に応じた、きめ細かな、満足度の高いサービスが受けられるようにすること

④ 料金を、介護保険財政の状況や賃金、物価、介護事業者の経営実態など、現状に即したものにすること

などを目的としています。

変更される介護サービスの例

訪問介護

通院などのための乗車・降車の介助や、乗車前・乗車後の移動のための介助が新たに設定されました。

通所介護・通所リハビリテーション

通所サービスの8時間を超えた利用についても、介護保険が適用されるようになりました。

施設サービス

在宅の暮らしに近い日常生活を通じたケアを目指した、個室とユニットケアを特徴とする小規模生活単位型特別養護老人ホームの整備が推進されます。

また、施設からの退院・退所の支援を行うことで在宅復帰を促進していきます。

詳しいことは、担当のケアマネージャーか、**介護福祉課**に問い合わせてください。

平成15年度から始まりました 介護保険料の減免制度

平成15年度から、生活が困窮している人を対象に、介護保険料の減免制度が始まります。この制度の適用を受けるには、次の要件すべてにあてはまる必要があります。

- ① 平成15年度の介護保険料の所得段階が第2段階（世帯全員の市民税が非課税）であること
- ② 被保険者が属する世帯員すべての前年度の合計収入金額が、90万円以下であること。ただし、世帯員が2人以上の場合は1人増すごとに40万円加算します（ここでいう収入は、市民税のかからない遺族年金、障害年金、失業保険や親族からの仕送りなど、あらゆる収入を含みます）
- ③ 市民税を課税されている人と生計を共にしていないこと（世帯が別でも、生計を共にしているときは対象にはなりません）
- ④ 市民税を課税されている人に、扶養または援助を受けていないこと（税や健康保険、家賃、公共料金などを負担してもらっている人は、対象となりません）
- ⑤ 本人や世帯に属する全員の資産や預貯金などを活用しても、なお生活が困窮している状態にあること（本人が居住する土地や家屋以外で、活用できると判断される資産を所有していると、対象となりません。また、預貯金などは、銀行預金・郵便貯金・国債・有価証券などの合計が90万円を上回ると対象になりません。ただし、世帯員が2人以上の場合は1人増すごとに40万円加算します）

介護保険料の減額率 第2段階の保険料額を第1段階の保険料額へ減額します。

申請方法 平成15年度の介護保険料の決定通知書を受け取ってから、6月30日(月)までに**介護年金課**か**介護福祉課**（福祉保健センター内、平田町）で申請してください。（6月末以降も随時申請を受け付けますが、できるだけ期日までに申請してください。）

申請する時に必要なもの 世帯全員の前年中の収入状況がわかるもの（源泉徴収票や確定申告書の写し、年金額振込通知書など） 世帯全員の資産の状況がわかるもの（預貯金などの通帳や、国債・有価証券、固定資産税課税明細書など） 健康保険者証、印鑑

*詳しいことは、6月の介護保険料決定通知書と同時に送る案内をご覧ください。また、**介護年金課** ☎22-1411（内線141）までお問い合わせください。

要介護状態にならないために スポーツ講座の受講を補助します

健康な人が健康なまま、より長く在宅生活が続けられるように、また、介護を必要とする人も、その状態が悪化しないようにすることは、豊かな老後を送るために大切なことです。

そのため、要介護状態となる原因の一つである生活習慣病の予防に対する自主的・継続的な介護予防活動のきっかけづくりを目的として、「高齢者介護予防講座推進事業」を新たに保健福祉事業として実施する予定です。

この事業は、介護保険の第1号被保険者（65歳以上の人）が市内スポーツ施設のスポーツ系の講座（スイミング講座など）を受講したときに受講料の一部を補助（年間3,000円を限度）するものです。
対象となるスポーツ施設や講



紙おむつのなどの 購入費を助成します

これまで、在宅で常時おむつを必要とする人に、紙おむつ・おむつカバーの一部助成券を交付していましたが、これからは介護保険の市町村特別給付として、紙おむつなどの購入費を助成する制度を実施します。

座 補助の手続きなど詳しいことは、「広報ひこね」でお知らせします。

をするのではなく、ケアマネージャーが積極的に関与を行い、ほかの介護サービスと一体的に利用することで、できるだけおむつに頼らない自立した生活ができるようにすることを目指しています。

新しい仕組みは次のとおりですが、詳しくは**介護福祉課**までお問い合わせください。

【対象者】要介護1～5の認定を受けた人で、在宅で生活している人（施設に入所している人、医療機関に入所している人）

る人などは対象外です）

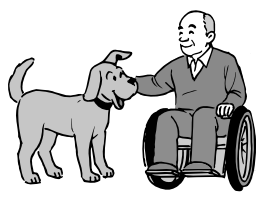
【対象品目】紙おむつ類、リハビリパンツ、おむつカバーなど

【支給額】1か月に購入した費用の9割を給付（ただし、6,300円を限度）

【申請方法】3か月分をまとめて、翌月15日までに（例えば、4月～6月分は、7月15日までに）、支給申請書に必要事項を記入し、①紙おむつ等の購入に係る領収書（販売店、品名、数量、金額が明記され

たもの）と②居室サービス計画書とサービス利用票を添えて**介護福祉課**に提出してください。

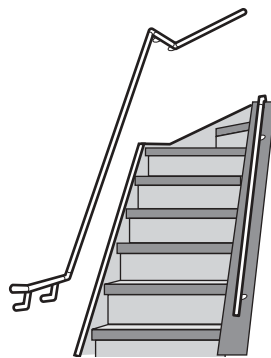
【支払方法】審査の後、申請書に記載された指定の口座に振り込みます。



ご存知ですか？ 介護保険の住宅改修費支給制度

介護保険の要介護（要支援）認定を受けた人が、現在住んでいる住宅を改修すると、申請により住宅改修費が支給されます。ただし施設や医療機関に入所・入院されている人は該当しません。

- どのような改修が対象なのですか
- 介護保険住宅改修費支給の対象は、下記の改修です。
- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止および移動しやすくなるための床や通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ その他これら工事に付帯して必要な工事



支給金額はどう計算するのですか
対象工事の費用として支払われた額の9割が、後で介護保険から支給されます。ただし、支給限度基準額が20万円となっていて、これ以上の費用がかかった場合の支給額は、20万円の9割にあたる18万円です。

支給を受けるにはどうすればいいのですか
まず、工事開始前に、担当のケアマネージャーと相談したうえで、改修内容をよく検討してから工事をしてください。ケアマネージャーに相談せずに工事をする、支給されないことがありますので注意してください。工事終了後に、申請書に必要な書類を添付して提出してください。

介護保険以外に住宅改造の助成制度がありますか
介護保険の住宅改修とは別に、介護が必要な65歳以上のに対し、排泄、入浴、移動などをしやすくなるための住宅改造に必要な経費を助成する制度（高齢者小規模住宅改造助成制度）があります。

この制度は工事開始前に申請が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。
問い合わせ先 **介護福祉課** ☎23-9660、FAX26-1768

身体障害者等の
軽自動車税減免手続き

市 税 務 課

身体障害者または精神障害者が所有する軽自動車等に係る軽自動車税には、申請をすることで税が免除される制度（減免）があります。

減免を受けようとする人は、次のとおり手続きしてください。
①5月中旬に送付される納税通知書を持って、5月26日(月)までに(市)税務課(市役所2階)または稲枝支所の窓口へお越しください。減免を受けられる

人の条件や軽自動車等の範囲、必要書類などについては、納税通知書の裏面をご覧ください。

前年度(平成14年度)に減免の手続きをした人は、3月末日ごろに送付された「減免を受けた軽自動車等に対する現況報告書」を(市)税務課へ返送してください。これをもって手続きがなされたものとして取り扱います。

ただし、現況報告書送付の時点で名義変更や廃車などにより前年度対象の軽自動車等を所有していない場合は、その軽自動

幼児交通安全
カンガルークラブ

登録受付中

カンガルーは、おなかにある大きな袋の中で、幼い子どもを大切に育てます。このカンガルーのように、発達途上にある幼児を、保護者の手で交通事故から守ろうとするのが『カンガルークラブ』です。

就学前の幼児と保護者がいっしょに歌や遊びを通じて、正しい交通の知識を身につけていきます。

市ではその活動を支援し、巡回指導などを行っています。現在、新たに活動するクラブの登録を受け付けています。

対象 就学前の幼児と保護者10~30組程度のグループ(自治会、子育てサークルなど)
受付期限 5月1日(木)

申込・問い合わせ先
市生活環境課 ☎22-1411(内線130) FAX27-0395



農業濁水流出禁止
美しいびわ湖と川を守ろう

市 農 政 課

水もぬるみ、代かきや田植えの時期が近づいてきました。農家の皆さんには、忙しい時期になります。

ところが、この時期の農作業による濁水が流出すると、河川やびわ湖が汚れてしまいます。また、濁水を出すことは、農業にとって大切な土や肥料を失うことにもなります。

農作業時には、次のことを必ず実践し、濁水を出さないようにしましょう。

代かきは浅水で行い、濁った水を流さないようにしましょう。

排水口はしっかりと止めて、あせぬりの実施やシートの設置などで水漏れをなくしましょう。

田植え前の水位調節は、自然減水により行いましょう。かけ流しはやめ、水の節減に努めましょう。

問い合わせ先 (市)農政課 ☎22-0979番 FAX ☎24-9676番

お試しください
無料の肥料(おでい肥料)

市 衛 生 処 理 場

(市)衛生処理場では、し尿や浄化槽汚泥を処理するときに発生する微生物などを脱水・高温乾燥した「おでい肥料」を無料で提供しています。この肥料は、肥料取締法に基づいて国に登録しており、窒素・リン酸が豊富に含まれる、優れた有機肥料です。重金属類についても定期的に分析しているほか、乾燥燃料

おでい肥料成分分析結果

肥効成分	重量比
窒素	5.6 %
リン酸	6.0 %
加里	0.23 %

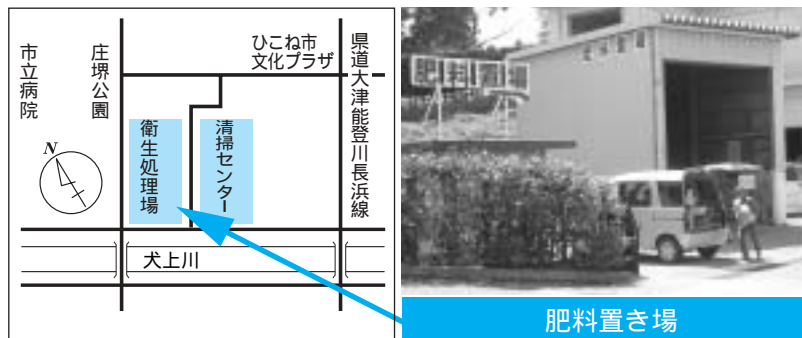
サンプル採取日 平成14年11月26日

には環境負荷の少ない低イオウのA重油を使用しており、安心して利用していただけます。

肥料置き場(右図参照)は常に開放しています。袋、スコップなどを持参のうえ、いつでも、どれだけでも自由にお持ち帰りください。

たくさん必要な場合は、電話をしていただければトラックによる配達もしています。

問い合わせ先 (市)衛生処理場 ☎24-2497番



お忘れなく!
国民年金の加入手続き

滋賀社会保険事務局

国民年金は、加入の種類によって手続き方法や国民年金保険料の納付方法が変わります。

第1号被保険者(20歳以上60歳未満の学生や自営業・農業などを営む人)：加入手続きは市役所の窓口(市)国民年金課(支所・各出張所)で行います。保険料は口座振替や社会保険庁が発行する納付書で納めていただきます。

第2号被保険者(厚生年金や共済組合に加入している会社員など)：加入手続きは勤務先が行います。保険料は賃金から差し引かれます。第3号被保険者(20歳以上60歳未満で第2号被保険者に扶養されている配偶者)：加入手続きは配偶者の勤務先で行います。保険料は配偶者の加入している年金制度全体で負担します。

会社を退職したとき、配偶者の扶養から外れたときなど、新たに第1号被保険者に該当することになる場合は、市役所の窓口で加入の手続きをしてください。

なお、学生で国民年金保険料の納付が困難なときには、「学生納付特例制度」を利用してください。学生本人(一部対象とならない学校もあります)の前年所得が一定基準以下であれば、市役所窓口申請し、社会

「緑の募金」運動
協力ください

市 農 政 課



「緑の募金」マーク

緑の募金は、かがえのない森林を、緑豊かなものとして未来に引き継ぐために、また学校や公園など身近な緑づくりを積極的にすすめるために役立てられている募金です。

森林の緑や身近な緑は、私たちに潤いとやすらぎを与えてくれます。また、びわ湖の水質を守る大切な役目も果たしています。大切な緑を守り育てていくために、皆さん一人ひとりの募金へのご協力を願います。

募金運動期間
春：4月1日~5月31日
秋：9月1日~10月31日
問い合わせ先 (市)農政課 ☎22-1411
1番内線335番

し尿収集予定日 5月前半

彦根市事業公社 ☎23-4135



臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)

収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。

- 1日(木) 幸、松原一丁目、松原二丁目、松原(四ツ川) 安清、芹、野田山、正法寺、地藏、平田(大沢)、西今(松田団地)
- 2日(金) 松原一丁目、松原二丁目、安清、外、野田山、正法寺、地藏、平田(大沢)、西今(松田団地)
- 6日(火) 原(原町西団地)、西沼(東部)、和田、外、里根、戸賀、小泉、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目
- 7日(水) 山之脇、芹川、幸、大藪、馬場一丁目、馬場二丁目、長曾根、中央(第1・4部)、銀座、芹橋一丁目(河原二丁目の一部を含む)、芹橋二丁目
- 8日(木) 幸、開出今蔵の町団地、八坂東団地、芹川、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪、西今(松田団地を除く)、開出今蔵(第3部)、八坂北、三津
- 9日(金) 開出今蔵の町団地、八坂東団地、後三条(下)、長曾根南、平田(大沢を除く)、西今(松田団地を除く)、宇尾、三津屋、海瀬、肥田(西肥田)
- 12日(月) 開出今蔵(第1部)、後三条(下)、平田(大沢を除く)、西今(松田団地を除く)、宇尾、野瀬、須越、肥田(西肥田)
- 13日(火) 後三条(下)、中央(第2・3部)、立花、金亀、尾末、平田(大沢を除く)、野瀬、開出今、須越、出路、田原、金沢(金沢団地)
- 14日(水) 後三条(下)、佐和、大東、旭、船、立花、京町三丁目、宇尾、野瀬、開出今、甘呂、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、田附、新海

動く図書館 たちばな号

巡回日程【5月前半】 市立図書館 ☎22-0649

日・曜日	駐 車 場	時 間
1日(木)	宮田町 山居 田本 神支 社店 農鳥居 高本 根会 支地 小野 高本 会 館	11:00 13:20 14:10 15:00
2日(金)	太東 平山 団地 中央 湖上 平団 中央 部	13:20 14:10 15:00
6日(火)	葛籠町 公民館 高宮地域文化センター B S ア パー ト 2 号 棟	13:30 14:20 15:10
7日(水)	清崎町 ばんば 川瀨馬場町農協観 河瀨地区公民館	13:20 14:10 15:00
8日(木)	多景保 育 園 横 長普 根 町 彦根ニュータウン 中央 部	13:20 14:10 15:00
9日(金)	榆公 民 館 昭和阿 野 賀 会 館 広野 会 館	13:30 14:20 15:10
13日(火)	鳥居本 地区 公民館 小泉町百貨卸センター駐車場(東側) 東沼波町秋葉神社 旭森地区公民館	11:00 13:20 14:10 15:00
14日(水)	農協福満種子センター 滋賀観光バス彦根営業所 一ミ 緑 化 造 園	13:20 14:10 15:00

駐車場での駐車時間は、30~40分間です。

図書館休館日	3日(土・祝)、5日(月・祝)、12日(月)
5月前半	

図書館やたちばな号の利用は無料です。

※いずれも無料です。

相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
法 律 相 談	5月2日(金) 18:30~20:30	ひこね 燦 ば れ す	電話による予約制(受付は、4月25日(金)午前8:30から先着3人) ひこね燦ばれす ☎26-7272
	5月6日(火) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	電話による予約制(受付は、4月28日(月)午前8:30から先着6人) 市市民広聴室 ☎22-1411(内線101)
	5月12日(月) 13:00~15:00	福祉保健センター	予約制(受付は、4月28日(月)午前8:30から先着4人) 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821
人 権 相 談	5月7日(水) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 困人権政策課 ☎22-1411(内線373)
中小企業労働相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 9:00~15:45	湖東合同庁舎(旧・彦根県事務所)	労働に関するあらゆる相談や質問に、専門の相談員が応じます (秘密厳守) 彦根中小企業労働相談所(湖東地域振興局内) ☎23-2064
総合労働相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 9:00~17:00	彦根労働基準監督署 (南彦根駅西口・彦根地方合同庁舎1階)	労働者と事業主との間の紛争をはじめ、労働に関するあらゆる相談 に応じます(秘密厳守) 彦根総合労働相談コーナー(彦根労働基準監督署内) ☎22-0654
ひとり親家庭よろず相談	毎 日 10:00~22:00	(電話による相談)	母子家庭、父子家庭の生活や子育てについての悩みや相談に、専門 の相談員が応じます のぞみ相談室 ☎21-1080
消費生活相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 8:30~17:15	困生活環境課(市役所1階)	悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、身近な消費生活 や契約にかかわるトラブルに関する相談 困生活環境課 ☎22-1411(内線173)

催し物

行 事 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
マリー・アントワネットを 取り巻く貴族たちの世界 -ロココ美術展&ヨーロッパ菓子-	4月26日(土)~5月5日(月祝) 10:00~20:00 (5月5日は17:00まで)	ピバシティ彦根 2階 ピバシティホール	内 容：フランス貴族が使用した気品あるロココ美術品の展示 神戸の有名洋菓子店の直接販売も併せて開催 入場料：500円 4月26日(土)14:00~ 池田理代子(いけだりよこ)さん来場! 漫画「ベルサイユのばら」の作者によるトーク&サイン会 5月5日(月祝)14:00~ 岩崎紘昌(いわさきひろまさ)さん来場! テレビ東京系「開運!なんでも鑑定団」でおなじみの西洋骨董 品(こつとうひん) 評論家によるロココ美術品鑑定トークショー ※四番町スクエア設立準備会 ☎27-5820 (FAX共用)
絵本をたのしむ つ	5月10日(土) 14:00~	市 立 図 書 館	内 容：本の紹介をしながら絵本を読みます 参加費：無料 出 演：ひこね児童図書研究グループ 市立図書館 ☎22-0649

春の
文化祭

主催：彦根市・彦根市教育委員会・(財)彦根市文化体育振興事業団
問い合わせ先 困教育委員会生涯学習課 ☎24-7971、FAX23-9190

【5月の行事】

行	事	期 間	時 間	会 場	入場料
第22回	新作近江能面・彫刻展	5月1日(木)~5日(月祝)	9:00~16:30 (5日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
春	の 盆 栽 展	5月3日(土)~5日(月祝)	9:00~17:00	ひこね市文化プラザ 展示ロビー	無料
彦 根	洋 画 協 会 展	5月9日(金)~12日(月)	9:30~16:30 (12日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
筑前琵琶(ちくぜんびわ)	彦根旭城会(きよくじょうかい)	春の演奏会	5月10日(土)	ひこね市文化プラザ エコホール	無料
第202回	盆 栽 山 野 草 展	5月10日(土)・11日(日)	9:00~16:30 (11日は16:00まで)	西 地 区 公 民 館	無料
第32回	彦 根 城 能	5月10日(土)	13:00~	彦根城博物館能舞台	有料
春	の 市 民 音 楽 祭	5月11日(日)	13:00~16:00 (12:30開場)	ひこね市文化プラザ グランドホール	無料
民俗文化財展示「彦根に残る民具から」		5月12日(月)~16日(金)	8:30~17:15 (16日は16:00まで)	市 役 所 1 階 ロ ビ ー	無料
第21回	彦 根 美 術 工 芸 協 会 展	5月16日(金)~18日(日)	9:30~16:30 (18日は16:00まで)	ひこね市文化プラザ 展示ロビーほか	無料
絵 画 サ ー ク ル セ ル リ ア ン 展		5月16日(金)~18日(日)	9:30~16:30 (18日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
テーマ展「井伊家伝来の茶道具-薄茶器(うすちやく)-」		5月16日(金)~6月17日(火)	8:30~17:00 (入館は16:30まで)	彦 根 城 博 物 館	有料
第27回	洋 画 グ ル ー ス ト ワ ー ル 展	5月22日(木)~25日(日)	9:00~16:30 (25日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
第11回	油 絵 サ ー ク ル め だ か 展	5月22日(木)~25日(日)	9:00~16:30 (25日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
彦 根 花 道 協 会	春 季 い け ば な 展	5月24日(土)・25日(日)	9:00~17:00 (25日は16:00まで)	ひこね市文化プラザ メッセホール棟	無料
モ ノ ク ロ ー ム 写 真 展		5月28日(水)~6月1日(日)	10:00~17:00	市民会館ギャラリー	無料
第 4 回	み ず ほ い け 花 展	5月31日(土)・6月1日(日)	10:00~17:00 (1日は16:00まで)	み ず ほ 文 化 セ ン タ ー	無料

市立病院臨時職員募集

職 種 看護師または助産師
募集人員 若干人(パート可)
受付期間 随時
必要な書類 自筆履歴書、看護師等免許証の写し
応募・問い合わせ先 市立病院看護部
☎22-6050(内線3402)

「彦根市男女共同参画フォーラム」実行委員
「男女共同参画社会」って何でしょう。「男は仕事」「女は家庭」に代表される固定的な性別役割分業意識を解消し、一人ひとりが個性や能力を発揮することができる社会のことです。「男女共同参画フォーラム」の趣旨市では、あらゆる分野で男女が対等なパートナーとして支え合う社会づくりを目指して、「男女共同参画を推進する彦根市条例」を昨年4月に施行しました。このフォーラムは、条例を推進し、男女共同参画ひこねかがやきプランの目標である「一人ひとりが輝いて生きられるまちひこね」の早期実現に向けた取り組みの一環で、すべての市民の手作りによる事業です。フォーラムの期日・会場 未定(実行委員会が決めます) 参加資格 市内に在住・在勤の経験の有無・性別を問いません 募集人数 制限はありません 申込・問い合わせ先 ミシガン州立大学連合日本センター(松原町) 参加課 ☎22-1411 1番内線361番 FAX ☎22-1398番



とりが輝いて生きられるまちひこねの早期実現に向けた取り組みの一環で、すべての市民の手作りによる事業です。フォーラムの期日・会場 未定(実行委員会が決めます) 参加資格 市内に在住・在勤の経験の有無・性別を問いません 募集人数 制限はありません 申込・問い合わせ先 ミシガン州立大学連合日本センター(松原町) 参加課 ☎22-1411 1番内線361番 FAX ☎22-1398番

ミシガン州立大学連合日本センター 留学生ホストファミリー

ホームステイの目的 日本語や日本文化を学ぶ留学生が、一般家庭での日常生活を通して異文化理解を深めるとともに、地域の皆さんと交流する機会を提供します 受入対象者 ミシガン州立大学連合日本センターに在学する留学生 受入期間 1か月~3か月間(個々の学生ごとに異なります) 費用負担 1か月につき4万円が同センターから支払われます ホストファミリーの条件 学生の受け入れに関して家族全員の同意があること 学生に個室(和洋

彦根市老人福祉センター 趣味クラブ会員

対象 市内在住の60歳以上の人 クラブ名・開催日時 園芸 毎月第1、第3日曜日の午後1時30分~同3時30分 生花(午前) 毎月第1、第3日曜日の午前9時30分~同11時30分 生花(午後) 毎月第1、第3日曜日の午後1時~同3時30分 俳句 毎月第2、第4日曜日の午後1時~同3時30分 書道(午前) 毎月第1、第3日曜日の午前9時30分~同11時30分 書道(午後) 毎月第2、第4日曜日の午後1時~同3時 水墨画 毎月第2、第4日曜日の午後1時~同3時

ワイスメンズクラブ 西日本大会 「100人に聞きました」参加者

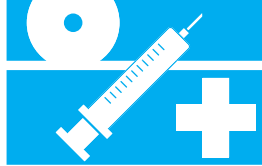
趣旨 青少年の健全育成や地域社会奉仕活動に取り組むワイスメンズクラブのうち、西日本の86クラブから会員約1,000人が集まり、各地域の事業成果発表などを行う大会が彦根市で開催されます。この大会の第2部「ワイスフォーラム」において、公開市民意識調査を計画しております。その参加者を募集するものです。開催日時 6月14日(土)午後4時15分~同5時15分 場所 ひこね市文化プラザ グランドホール テーマ「100人に聞きました」子どもたちの未来は明るいですか? 対象 市内在住の小学4年生以上の人ならだれでも参加できます 募集人数 100人(先着順) 応募・問い合わせ先 彦根シャトーワイスメンズクラブ(彦根駅前 滋賀YMCA内) ☎23-1646番 FAX ☎23-3814番

自衛官等採用試験

募集種目 幹部候補生(一般・技術)
募集人員 男子 女子
陸 約75人 陸 約10人
海 約60人 海 約5人
(技術を含む)
空 約35人 空 約5人
応募資格 20歳以上26歳未満の人(22歳未満は大卒(見込みを含む)に限る)
大学院修士学位取得者(海上技術幹部候補生志願者は、理工学修士学位取得者に限る)および自衛官は28歳未満
受付期限 5月9日(金)
1次試験日 5月24日(土)・25日(日)
問い合わせ先 自衛隊彦根募集事務所
☎26-0587

の別(広さは問いません)を提示していただけること 同センターへの通学所要時間が片道1時間以内であること
ホストファミリー説明会 日時 5月10日(土)午前10時~正午 場所 ミシガン州立大学連合日本センター学舎棟2階大会議室
説明会と留学生受け入れの申込・問い合わせ先 ミシガン州立大学連合日本センター(松原町) ホームステイ係 ☎26-3400番 FAX ☎24-9356番

の午後1時30分~同3時30分 民謡 毎月第2、第4日曜日の午後1時30分~同3時30分 詩吟 毎月第1、第2、第4日曜日の午後1時~同3時 詳しいことは、お問い合わせください
問い合わせ先 彦根市老人福祉センター(開出今町=シルバー人材センター東側) ☎26-0869番 FAX ☎23-1506番



健康管理だより

☎健康管理課
(平田町・福祉保健センター1階)
☎24-0816
FAX24-5870



けんこう相談

- 保健師による相談 (9:30~11:00)
 - 5月2日(金) 福祉保健センター ※痴呆相談(予約制)
 - 5月6日(火) 老人福祉センター
 - 5月9日(金) 福祉保健センター
 - 5月13日(火) ハピネスひこね(馬場一丁目)
 - 5月16日(金) 福祉保健センター
 - 5月16日(金) 東山会館
 - 5月27日(火) 広野会館
 - 5月28日(水) 稲枝地区公民館
- ※上記の日程以外にも、☎健康管理課では電話での相談を随時行っています。
- 栄養士による相談
 - ☆治療中の病気のある人は、主治医の許可が必要です。
 - (9:00~11:50) <予約制>
 - 5月23日(金) 福祉保健センター
- 歯科衛生士による相談 (9:00~11:30) <予約制>
 - 5月22日(木) 福祉保健センター

すくすく相談

- ☆母子手帳をお持ちください。
- 身体計測
 - 日程・対象
 - 5月1日(木) 4か月~1歳未満児
 - 5月8日(木) 1歳以上の児
 - ※図書館職員などによる絵本の開き読みなどもあります。
 - 5月22日(木) 4か月未満児
 - ※全乳幼児対象の個別相談も行います。
 - ※赤ちゃんサロン(交流会)もあります。
- 場 所 福祉保健センター
- 時 間 9:30~11:00
- 身体計測・個別相談 (9:30~11:00)
 - 5月16日(金) 東山会館
 - 5月27日(火) 広野会館
 - 5月28日(水) 稲枝地区公民館

離乳中期相談

- ☆母子手帳をお持ちください。
- 日 時 5月15日(木) 9:45~11:30 (受付は9:30~9:45)
- 場 所 福祉保健センター
- 対 象 6~8か月児とその保護者 (集団指導)

10か月に になりました

奥井彩音ちゃん (西今町)
奥井琴音ちゃん (西今町)
上坂侑生ちゃん (原町)

5月の乳幼児健康診査

場 所 福祉保健センター

健診名	実施日	対 象	受付時間
4か月児	13日(火) 20日(火)	平成15年 1月生	13:00 ~ 14:00
10か月児	14日(水) 21日(水)	平成14年 7月 1日~15日生 7月16日~31日生	
1歳6か月児	16日(金) 23日(金)	平成13年11月 1日~16日生 11月17日~30日生	
2歳6か月児	8日(木) 15日(木)	平成12年11月 1日~15日生 11月16日~30日生	
3歳6か月児	12日(月) 19日(月)	平成11年11月 1日~15日生 11月16日~30日生	

※4か月児健診以外、個人通知はありません。
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物を確認してください。
※2歳6か月児健診には、**歯ブラシとコップ**が必要です。
※3歳6か月児健診では、視力検査、検尿があります。朝一番の尿をきれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

歯みがき教室があります

場 所 南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)

4か月児	28日(水)	平成15年 1月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30~ 14:00
10か月児	28日(水)	平成14年 7月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30~ 14:00

献 血

一成分献血一

成分献血は、血しょうや血小板といった特定の成分だけを採取し、体内で回復に時間のかかる赤血球は再び体内に戻す方法です。そのため、体への負担も軽くてすみます。

- 日 時 5月9日(金) 10:00、11:00、13:00、14:00、15:00 (各4人ずつ、計20人)
- 場 所 福祉保健センター
 - ※予約制です。4月30日(水)までに☎健康管理課へ申し込んでください。

機能訓練(リハビリ教室)

- 対 象 者 40歳以上の①脳血管疾患などの病気で身体の機能が低下して、介護保険に該当しない人 または②軽度障害(介助なしで外出できる等)があるが介護保険の申請をしていない人で、通所可能または自力で送迎バスに乗り降りできる人
- 内 容 集団体操、レクリエーションなど
- 日 時 毎週金曜日の午後
- 場 所 障害者福祉センター
 - ※希望者には送迎も行います。
- 問い合わせ先 ☎健康管理課☎24-0816

ゴールデンウィーク期間中の救急医療

●休日診療所

- 診療所名 彦根休日診療所 (平田町670・福祉保健センター内)
- 診療科目 内科・小児科
- 診療日 4月27日(日)、同29日(祝・火)、5月3日(祝・土)、同4日(日)、同5日(祝・月)
- 診療時間 10:00~17:00 (受付は16:30まで)
- 電話番号 22-1119

●歯科当番医

- 5月3日(祝) 歯科白石医院 (岡町5-5) ☎23-3084
- 5月5日(祝) ニュータウン歯科 (長曾根南町438) ☎26-3538

※診療時間は、いずれも10:00~13:00

●救急医療案内

☎消防本部☎23-3799

いきいき元気づくり教室

一元気年齢を伸ばそう

近年、転んで骨折し、それが原因で寝たきりになる人が多くあります。転倒は、体の筋力やバランス感覚の低下などから起こります。寝たきり知らず・介護知らずを目指し、いきいきとした日々を送るためにこの教室に参加し、元気年齢を伸ばしませんか。

対 象 60歳以上の市民

会場と開催日

- 南老人福祉センター(田原町) 5月8日の月曜日(全8回)
- ハピネスひこね(北老人福祉センター) 馬場二丁目 5月9日の月曜日または水曜日(全8回)
- 10月/平成16年1月にかけて、老人福祉センター(開出今町)と高宮地域文化センターでも開催予定
- 開催時間 いずれも午後1時30分~同3時30分
- 内 容 転ばないための体づくり(体操・ウォーキング・レクリエーション)・食生活を見直すこと(転ばないための環境づくり)(転倒を防止するための工夫)
- 定 員 各会場20人(申込者多数の場合は抽選)
- 受講料 無料
- 申込期限 4月30日(水)
- 申込・問い合わせ先 電話またはFAX ☎健康管理課☎24-0816 FAX ☎24-5870番へ

こちら健康情報局



No. 20

子育てを楽しんでいますか

☎健康管理課 保健師 中山喜美子

「子育てを楽しむ」などの行動になっている場合もあるようです。

不安と喜びの間で揺れる子育て

しかし、このように育児について不安や不満を持つ保護者でも、子どもの寝顔を見ているとかわいと思えたり、子どもの成長を実感するときや接している子どもが笑い返してくれるときには幸せだと思えたりと、子育ての喜びを感じることもあります。

何の不安も心配もなく、万事順調な子育てをしている保護者がいるでしょうか。皆さん、多かれ少なかれ不安と喜びの間で揺れながら子育てをしているのです。

ひとりで悩まず、相談してみよう

「どうしても育児が辛い」、「イライラしてたいてしま」、「子どもをかわいく思えない」など、気持ちが落ち込んだときには、ひとりで抱え込んだり悩んだりしないで、専門家に相談してアドバイスをもらいましょう。



を受けよう。きつと解決の糸口が見つかり、気持ち楽になりますよ。相談・問い合わせ先

- 子育てホットライン ☎26-0192番 月/金曜日(祝日は除く)の午前9時~正午
- ☎健康管理課(平田町・福祉保健センター1階) ☎24-0816番 FAX ☎24-5870
- ☎月/金曜日(祝日は除く)の午前8時30分~午後5時15分
- ☎児童家庭課(平田町・福祉保健センター2階) ☎23-9590番 FAX ☎26-1768
- ☎月/金曜日(祝日は除く)の午前8時30分~午後5時15分
- 彦根子ども家庭相談センター ☎24-3741番 月/金曜日(祝日は除く)の午前8時30分~午後5時15分

▼来月のテーマは「禁煙について」

はーとふるメッセージ

2002

特選作品紹介
第4回

～わたしと人権～



かけい きち はる
寛 吉治さん
(関西日本電気(株)彦根工場)

標語・一般の部



石田 夕紀子さん
(城南小学校4年)

学年は、応募時のものです

ポスター・小学生の部



人権教育
学んで
生かして
行動へ



投票が わたしのまちを つくりま

4月27日(日)投票

彦根市議会議員一般選挙

投票時間 7:00～20:00

最新の投票率を彦根市ホームページでご覧いただけます

必ず投票しましょう

問い合わせ先 市選挙管理委員会
☎22-1411(内線462)、FAX22-1398

インターネットで開票速報します

22:00過ぎから開票終了まで、随時更新の予定です。詳しくは彦根市ホームページ<http://www.city.hikone.shiga.jp/>をご覧ください。携帯電話でもご覧いただけます。

i-モード <http://www.city.hikone.shiga.jp/im>

J-スカイ <http://www.city.hikone.shiga.jp/js>

EZweb <http://www.city.hikone.shiga.jp/ez/index.html>



岩崎さんとお子さんの迅ちゃん

表紙では、「住みたい住み続けたいまち」彦根の表情を写真で紹介しています。写真をお持ちでない場合は、☎情報政策課広報係で撮影します。☎22-1411(内線431)へ気軽に連絡してください。

たまには野鳥を観察してみようと、両親といっしょに新浜浜を目指してドライブに出かけました。本庄町から普光寺町にかけてたくさん鳥がいるのを見かけたので、近くに車を止めて散策しました。3～4羽の小さな群れで、5～6種類の野鳥を見ることができました。

広々とした風景の向こうに比良山系が見え、北海道のような雰囲気も感じられます。ふと普光寺町の集落を見ると、同じような形の住宅が、川に沿って並んで建っています。父が、川の水を生活に使っていたころの名残だろう、と教えてくれました。一つ一つの家は新しくなっているようですが、周りに水路が張り巡らされていたころの面影が、家の形に残されているのでしょうか。ちょっとした発見をした気分になりました。

表紙のことば

岩崎めぐみさん(地蔵町)